

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 201 回国会提出)

地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

目次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
（1）法人住民税	5
（2）個人事業税	6
（3）法人事業税	7
（4）不動産取得税	9
（5）自動車取得税	14
（6）軽油引取税	15
（7）自動車税	16
（8）鉱区税	17
（9）狩猟税	18
（10）固定資産税	19
（11）軽自動車税	38
（12）事業所税	39
（13）都市計画税	43
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況	48
（1）単体法人	49
（2）連結法人	59

<注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

はじめに

この報告書は、平成 30 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

平成 30 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
(「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車税のグリーン化に関する調」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」)
- ・ 法第 389 条第 1 項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第 757 条第 3 号に規定する適用額を集計したもの
(「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額を集計」)
- ・ 法第 422 条の規定による概要調書に記載された事項
(「固定資産の価格等の概要調書」)
- ・ 法第 743 条第 3 項の規定による概要調書に記載された事項
(「大規模の償却資産に関する概要調書」)
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
(「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」)

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）第 6 条第 1 項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものである。

地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要

○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

平成30年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は235であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
法人住民税	税額	1	0.0億円	1	1億円	1	3億円
個人事業税	課税標準(所得)	1	12,734億円	1	12,654億円	1	12,278億円
法人事業税	課税標準(付加価値額)	1	25,473億円	1	32,583億円	1	39,895億円
	課税標準(資本金等の額)	8	18,209億円	9	16,648億円	9	16,827億円
	課税標準(所得)	1	5,514億円	1	4,668億円	1	5,385億円
	課税標準(収入金額)	4	962億円	5	14,312億円	6	15,810億円
	税額	3	25億円	3	22億円	3	22億円
不動産取得税	課税標準(不動産の価格)	26	78,583億円	26	79,976億円	28	81,736億円
	税額	11	894億円	11	919億円	12	927億円
自動車取得税	課税標準(自動車の取得価額)	3	2,419億円	3	2,750億円	3	3,677億円
	税額	3	1,747億円	3	1,432億円	3	1,438億円

税目	種類	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
軽油引取税	税額	2	848億円	3	854億円	3	850億円
自動車税	税額	2	518億円	2	469億円	2	326億円
鉱区税	税額	1	0.7億円	1	0.6億円	1	0.6億円
狩猟税	税額	5	7億円	5	8億円	5	8億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	77	91,879億円	79	92,643億円	82	88,820億円
	税額	9	1,331億円	11	1,366億円	12	1,337億円
軽自動車税	税額	2	51億円	2	45億円	2	34億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,488万㎡ 〔269億円〕(注2)	26	4,488万㎡ 〔269億円〕(注2)	26	4,637万㎡ 〔278億円〕(注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) (注3)	6,177億円	(11) (注3)	6,104億円	(11) (注3)	6,124億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	30	6,773億円	32	6,617億円	33	6,496億円
	税額					1	0.0億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。

(注2) [] 内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の235には含まない。

税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

[備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例の名称及び概要は、いずれも平成31年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成31年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

○法人住民税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附	8条の	2の2	地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その20%の税額控除をする。	R2.3.31	税額	4,771	148,039	332,282

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

○個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
72条の49の12	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,273,354,602	1,265,431,364	1,227,843,270

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○法人事業税

根拠条文		措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項号					28年度	29年度	30年度
72条の23	②	社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	551,381,013	466,780,084	538,465,356
72条の24の7	⑤	医療法人に係る税率の特例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.6%の軽減税率を適用する。	なし	税額	2,523,386	2,124,957	2,056,923
附9条	①	JR北海道・四国に係る資本割の特例措置	JR北海道及びJR四国について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	R6.3.31	課税標準 (資本金等の額)	351,114,654	195,206,116	195,206,116
附9条	②	承継銀行等に係る資本割の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R6.3.31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	③	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	R2.3.31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,478,679	27,478,679
附9条	④	新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	R6.3.31	課税標準 (資本金等の額)	1,140,225,467	1,140,225,467	1,140,225,467
附9条	⑤	中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	R6.3.31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	⑥	特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	R6.3.31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	⑦	東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	R6.3.31	課税標準 (資本金等の額)	88,888,353	88,728,546	88,628,727
附9条	⑧	電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R2.3.31	課税標準 (収入金額)	77,345,554	1,410,805,804	1,391,512,502
附9条	⑨	生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	6,795,739	7,385,083	4,391,793

○法人事業税

根拠条文		措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項号					28年度	29年度	30年度
附9条	⑩	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R4.3.31	課税標準 (収入金額)	12,036,857	11,792,752	27,480,583
附9条	⑪	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社地域経済活性化支援機構(旧株式会社企業再生支援機構)について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R6.3.31	課税標準 (資本金等の額)	24,084,800	24,084,800	24,084,800
附9条	⑬ ~ ⑰	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の付加価値割の特例措置	法人税における給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除と同様の要件を満たす法人について、付加価値額から雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額を控除する特例措置を講ずる。	R3.3.31	課税標準 (付加価値額)	2,547,315,756	3,258,340,562	3,989,488,060
附9条	⑱	一般送配電事業者に係る使用済燃料再処理等既発電費相当額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者について、特定実用発電用原子炉設置者に交付する使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R2.3.31	課税標準 (収入金額)	0	1,235,618	30,732,653
附9条	⑲	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置	株式会社民間資金等活用事業推進機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R4.3.31	課税標準 (資本金等の額)		0	18,000,000
附9条	⑳	廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置	廃炉等実施認定事業者について、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R4.3.31	課税標準 (収入金額)		0	126,834,010
附9条	㉑	(一社)日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	電気供給業を行う法人について、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	R3.3.31	課税標準 (収入金額)			0
附9条の2		特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	特定の協同組合等について、所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.5%に引き上げる。	なし	税額	4,019	547	5,635
附9条の2の2		地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その10%の税額控除をする。	R2.3.31	税額	1,180	90,859	182,248

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準(所得)」、「課税標準(収入金額)」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じている(地方創生応援税制を除く。)が、この集計表には反映していない。

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
73条の14	⑤		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	公営住宅等の入居者等が地方公共団体から当該公営住宅等の譲渡を受けた場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	87,229	53,507	34,618
73条の14	⑥		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	公共事業の用に供する不動産を収用等されて補償金等を受けた者が、当該収用等の日から2年以内に被収用不動産等の代替不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	12,645,236	10,847,044	10,422,706
73条の14	⑦		市街地再開発事業(第1種・第2種)の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる施設建築物の一部等を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	19,563,662	885,056	1,618,642
73条の14	⑧		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	土地区画整理事業、市街地再開発等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	11,322	168,958	7,731
73条の14	⑨		農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例措置	市町村が行う農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により、農業振興地域内にある土地を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該交換分合により失った土地の価格に相当する額(農用地域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか大きい額)を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	3,297	2,046	8,283
73条の14	⑩		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	防災街区整備事業の施行地区内に宅地等を有する者が、事業の施行に伴い当該宅地等に対応して与えられる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	9,468	0
73条の14	⑪		市町村の認可を得た者が取得する家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	743	53,842	704
73条の14	⑫		市町村の認可を得た者が取得する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
73条の14	⑬		市町村の認可を得た者が取得する事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員が5名以下)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	5,346	0
73条の14	⑭		社会福祉法人等が取得する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産について、当該不動産の価格の1/2に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	31,679	1,997	0
73条の27の3	①		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	不動産を取得した者が1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	25,478	29,248	25,471
73条の27の4	①		譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	219,618	123,693	78,000
73条の27の5	①		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、建築工事の完了の公告があった日の翌日に、当該建築施設の部分又は当該不動産を譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体が取得したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	9	289	30
73条の27の6	①		農地利用集積円滑化団体等が農地等売買事業等の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農地売買等事業等の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合において、当該土地を取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡等したときは、農地利用集積円滑化団体等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。 【令和元年度改正】(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律における農地利用集積円滑化事業の廃止等の施行日以後の取得分から適用) 特例の対象から農地利用集積円滑化団体に係るものを除外する。	なし	税額	43,555	41,600	42,333
73条の27の7	①		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき、一定の創設換地を最終取得者に代わって一時的に取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	1,026	223	2,533

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 10 条の 2	①		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅について、当該新築住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合、当該新築住宅を取得したものとみなされて課税される時期を新築の日から1年とする。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	72, 713, 652	102, 829, 082	90, 068, 797
附 10 条の 2	②		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	新築住宅用の土地に係る減額措置の適用がある期間について、土地の取得から住宅の新築までの期間を3年(当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年)以内とする。	R2. 3. 31	税額	8, 347, 034	6, 930, 906	6, 678, 890
附 11 条	①		農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する)。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1, 927, 827	1, 847, 327	1, 888, 909
附 11 条	②		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	高規格堤防の整備に係る事業の用地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に従前の家屋の代替家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	③		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	特定目的会社が資産の流動化に関する法律に規定する資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	116, 103, 503	105, 351, 329	166, 411, 901
附 11 条	④		信託会社等が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	信託会社等が投資信託の引受けにより、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託約款に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	2, 517
附 11 条	⑤		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	投資法人(Jリート)が投資信託及び投資法人に関する法律に規定する規約に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	27, 834, 474	27, 757, 281	25, 198, 661
附 11 条	⑥		P F I 法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	PFI法に規定する選定事業者が国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により公共施設等の用に供する一定の家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	424, 360	3, 235	0
附 11 条	⑦		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき認定事業の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を参酌して1/10以上3/10以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除する(特定都市再生緊急整備地域にあつては、不動産取得税の課税標準から1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除する)。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	48, 191, 381	37, 511, 294	81, 770, 591
附 11 条	⑧		P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	PFI法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて国立大学の校舎の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 11 条	⑨		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,300万円を控除する。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	24, 959, 466	27, 232, 853	25, 364, 515
附 11 条	⑩		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	⑪		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合には、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額(上限1/2)を価格から控除する。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	722, 470	915, 913	704, 317
附 11 条	⑫		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(床面積30㎡～210㎡)を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	62, 137, 452	48, 753, 359	39, 678, 064
附 11 条	⑬		特例事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。 【令和元年度改正(平成31年4月1日以後の取得分から適用)】 特例の対象から一定の住宅を除外する。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	308, 624	294, 229
附 11 条	⑭		中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	中小企業者が健康サポート薬局の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/6を控除する。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	220, 483	57, 607
附 11 条	⑮		低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した低未利用土地に係る課税標準の特例措置	低未利用土地権利設定等促進計画に基づき低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)			0
附 11 条	⑯		認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した不動産に係る課税標準の特例措置	中小事業者等が認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/6を控除する。	R2. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)			0
附 11 条の 2	①・②		住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置	住宅及び土地の取得が行われた場合には、不動産取得税の標準税率を3%とする。	R3. 3. 31	税額	80, 290, 828	84, 142, 957	85, 056, 130
附 11 条の 4	①・②		心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する施設を取得した場合(取得の日から3年以上事業の用に供した場合)には、不動産取得税の税額から1/10を減額する。	R3. 3. 31	税額	0	109	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 11 条の 4	③		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(床面積30㎡～210㎡)の用に供する新築住宅用土地を取得した場合には、不動産取得税の税額から150万円又は床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	R3. 3. 31	税額	20,490	106,476	33,328
附 11 条の 4	④・⑤		宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の特例措置	宅地建物取引業者が取得する改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅であって、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のもの)について、一定の改修工事を行った上、取得の日から2年以内に個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合には、当該改修工事対象住宅に係る不動産取得税額から当該改修工事対象住宅の新築時に法第73条の14①により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	R3. 3. 31	税額	432,754	498,917	641,655
附 11 条の 4	⑥・⑦		宅地建物取引業者が取得する既存住宅の敷地に係る税額の特例措置	宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行い、かつ、個人に譲渡し当該個人が自己の居住の用に供した場合の当該敷地について、当該改修工事対象住宅の床面積の2倍(上限200㎡)に相当する額又は150万円に税率を乗じた額のいずれか大きい額を控除する。	R3. 3. 31	税額			106,410
附 11 条の 5	①～③		宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で、当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって決定されるもの)をいう。)を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/2とする。	R3. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	7,470,952,058	7,632,812,506	7,730,066,560
附 12 条	①～④		贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合には、不動産取得税の徴収を猶予する。 【令和元年度改正(平成31年4月1日以後の取得分から適用)】 対象となる農地等の範囲の見直し。	なし	税額	45,165	34,516	24,007

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 12 条 の 2	①		過疎バスの取得に係る非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものとして都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合は、非課税とする。	R1. 9. 30	税額	9, 714	7, 366	7, 720
附 12 条 の 2	②		自動車取得税の時的限的な非課税措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について非課税とする。	R1. 9. 30	税額	100, 312, 921	96, 796, 080	97, 099, 103
附 12 条 の 2 の 2	② ～ ⑧		自動車取得税の時的限的な税率軽減措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について税率を80%、75%、60%、50%、40%、25%又は20%軽減する。 【令和元年度改正】 軽減割合等を見直しを行う。	R1. 9. 30	税額	74, 338, 923	46, 416, 875	46, 661, 612
附 12 条 の 2 の 4	① ～ ⑤		中古車の取得に係る課税標準の特例措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車を除く。）について、取得価額から45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円を控除する。	R1. 9. 30	課税標準 (自動車の取得価額)	148, 689, 850	117, 404, 000	122, 953, 500
附 12 条 の 2 の 4	⑥ ～ ⑧		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置	・ノンステップバス（新車に限る。）について、取得価額から1,000万円を控除する。 ・リフト付きバス（新車に限る。）について、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものにあっては200万円）を控除する。 ・ユニバーサルデザインタクシーについて、取得価額から100万円を控除する。 【令和元年度改正】 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車のうち、ノンステップバスについて、取得価額から1,000万円、リフト付きバスについて、取得価額から650万円（200万円）を控除する。	R1. 9. 30	課税標準 (自動車の取得価額)	14, 314, 000	14, 905, 000	12, 152, 000
附 12 条 の 2 の 4	⑨ ～ ⑬		先進安全自動車の取得に係る課税標準の特例措置	車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置を搭載した一定のバス等又はトラック（新車に限る。）について、取得価額から525万円、350万円又は175万円を控除した額を課税標準とする。	R1. 9. 30	課税標準 (自動車の取得価額)	78, 931, 913	142, 714, 639	232, 627, 120

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調」を基に作成。

○軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 12 条の 2 の 7	①		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に対しては、免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。	R3. 3. 31	税額	84, 844, 858	85, 377, 911	85, 002, 854
附 12 条の 2 の 7	⑤		重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合においては、軽油引取税を課さないものとする。	R3. 3. 31	税額		0	0
附 12 条の 2 の 7	⑥		条約等に基づく船舶の動力源に供する免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該免税軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。	R3. 3. 31	税額	0	0	0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 12 条の 3	① ・ ②		自動車税のグリーン化特例（重課）	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、その翌年度の税率を概ね15%（バス及びトラックは概ね10%）重課する。 ※平成26年度以前課税分については、概ね10%重課	R1. 9. 30	税額	40, 801, 465	42, 834, 960	44, 362, 441
附 12 条の 3	③ ~ ⑦		自動車税のグリーン化特例（軽課）	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する。	R1. 9. 30	税額	51, 809, 463	46, 850, 904	32, 644, 964

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税のグリーン化に関する調」を基に作成。

○鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
180条	②		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を2/3に軽減する。	なし	税額	65,412	64,712	60,654

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
700条の52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を1/4に軽減する。	なし	税額	124	0	0
700条の52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を3/4に軽減する。	なし	税額	1	0	0
附32条	①		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	R6.3.31	税額	392,083	426,719 (注)	457,998
附32条	②		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	R6.3.31	税額	18,869	42,064 (注)	45,707
附32条の2	①・②		有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率を1/2に軽減する。	R6.3.31	税額	336,741	319,472	307,616

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(注) 修正報告を反映。

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
349条の3	⑨		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	主として一定の離島路線に就航する70トン未満の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (うち30トン未満の小型航空機 無期限 価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,788,826	6,900,735	16,025,636
349条の3	⑩		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	180,740,095	187,256,113	187,402,209
349条の3	⑪		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備及びこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	27,229,618	19,389,257	14,738,035
349条の3	⑫		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,971,111	7,674,829	7,607,045
349条の3	⑬		北海道・東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	北海道・東北・北陸・九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,526,515,167	1,610,824,859	1,509,316,554
349条の3	⑭		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/6 ※349条の3②又は⑤の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/6	なし	課税標準 (固定資産の価格)	150,824,568	235,656,878	224,341,746
349条の3	⑮		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	河川その他公共用水域に係る事業の施行に伴う橋りょうの新設等により鉄軌道事業者、軌道経営者が敷設した事業用の線路設備又は電路設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 うち河川管理者による事業の施行により敷設された線路設備等 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	75,933,355	73,750,747	64,842,073

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
349条の3	⑯		(国研)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ直接人工衛星等の開発及びこれに必要な施設等の開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	10,916,299	10,132,599	9,707,865
349条の3	⑰		(国研)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)海洋研究開発機構が所有し、かつ直接海洋に関する基盤的研究開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	11,576,101	19,028,559	16,699,551
349条の3	⑱		(独)水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	(独)水資源機構が所有するダムの用に供する一定の家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	33,260,509	31,693,534	30,532,061
349条の3	⑲		J R旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	J R旅客会社から特定地方交通線に係る鉄道施設の無償譲渡を受けた者、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道施設の無償譲渡を受けた者が当該譲渡により取得し鉄道事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/4 ※349条の3②、⑮又は㉔の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	94,854,634	90,651,859	86,195,061
349条の3	㉒		(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ直接石油代替エネルギー技術の開発及び基盤技術研究に関する業務等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	15,365,797	18,585,478	19,164,983
349条の3	㉓		(国研)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)科学技術振興機構が所有し、かつ直接新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,487,202	2,492,188	2,341,791
349条の3	㉔		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,940,604	4,964,251	4,940,973

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
349条の3	㉓		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は空港用地の造成事業者から借り受ける固定資産のうち、直接滑走路等の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	118,058,629	118,525,833	117,048,472
349条の3	㉔		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	222,680,178	226,944,914	228,476,377
349条の3	㉕		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構により新たに建設された変電所の用に供する償却資産でその鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	14,095,991	11,523,019	8,557,444
349条の3	㉖		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	21,088,203	20,509,026	19,888,802
349条の3	㉗		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供される一定のコンテナに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の4/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,260,691	4,681,851	3,765,978
349条の3	㉘		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	400,177	442,391	457,291
349条の3	㉙		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
349条の 3	⑩		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員5人以下であるものに限り、当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	49,949	30,623	138,535
349条の 3	⑪		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に対する課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	31,116	113,412	62,674
349条の 3	⑫		(国研)日本医療研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)日本医療研究開発機構が所有し、かつ直接医療分野の研究開発等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,792,780	4,141,526	3,367,378
349条の 3	⑬		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)量子科学技術研究開発機構が設置する量子科学に関する基礎的研究業務等の用に供する設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	1,591,150	1,919,056
349条の 3	⑭		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	237,453	282,241	416,095
附 15条	①		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき新増設した一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ①倉庫事業者が取得した特定倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 (うち倉庫に付属する機械設備 最初の5年度分 価格の3/4) ②日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等が取得した貨物運送設備 最初の5年度分 価格の3/5	R2.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	35,640,601	41,832,966	47,061,608

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	②		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	次に掲げる公害防止施設に対する固定資産税の課税標準を、それぞれ次のとおりとする。 ①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 ②中小事業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する指定物質の排出、飛散の抑制に資する施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 ③ごみ処理施設 価格の1/2 ④一般廃棄物最終処分場 価格の2/3 ⑤産業廃棄物処理施設 価格の1/3(石綿が含まれている産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設については価格の1/2) ⑥公共下水道の使用者が設置した除害施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R2.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	441,464,343	427,916,296	409,730,041
附 15 条	③		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	航空法の許可を受けた者が運航する一定の航空機に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ①最大離陸重量30t未満で特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の1/4 ②最大離陸重量30t以上50t未満で特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の1年度分 価格の3/8 その後4年度分 価格の2/5 ③最大離陸重量200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の2/5 ④上記①～③のいずれにも該当しない航空機 最初の3年度分 価格の2/3	R1年度	課税標準 (固定資産の価格)	181,477,517	135,688,439	139,686,849
附 15 条	④		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する一定の家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の5/6	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	21,303	21,160	17,167

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	⑤		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の2/3 ※349条の3①に規定する償却資産にあつては、価格の2/3に同項に定める率を乗じて得た額	R1年度	課税標準 (固定資産の価格)	89,306,857	86,798,270	84,162,369
附 15 条	⑥		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	地震防災対策強化区域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において新たに取得された地震防災対策の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14,708	15,019	4,005
附 15 条	⑦		J R貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	JR貨物が取得し、業務の用に供する一定の新規製造車両(機関車)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8,283,533	12,645,366	14,070,216
附 15 条	⑧ ～ ⑩		特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	78,227	102,268	120,776
附 15 条	⑪		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	燃料電池自動車に水素を充てんするための設備、又は専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てんするための設備で、政府の補助を受けて新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 【令和元年度改正】(平成31年4月1日以後の取得分から適用) ①特例率を3/4に縮減する(現行2/3)。 ②専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てんするための設備を特例の対象から除外する。	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1,094,682	6,178,186	5,936,456
附 15 条	⑫		国際船舶に係る課税標準の特例措置	主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であつて、海上運送法に規定する国際船舶であるものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 349条の3⑤の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	R2年度	課税標準 (固定資産の価格)	38,979,751	41,459,993	50,639,582

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2 ※349条の3②、⑮又は⑯の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	21, 998, 390	25, 833, 963	22, 233, 264
附 15 条	⑭		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	21, 020, 980	22, 579, 172	25, 313, 758
附 15 条	⑮		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得し、事業の用に供する新造車両で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するもの(低床型新造車両)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1, 722, 656	2, 402, 918	2, 448, 823
附 15 条	⑯		鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者及び総合効率化事業者が取得等した新規製造車両で、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー使用の合理化に資するもの等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3（省令で定める事業者等又は総合効率化事業者が取得した車両 価格の3/5） 【令和元年度改正】 総合効率化事業者が取得等した新規製造車両について別途項を設ける(第17項)。	R3. 3. 31（鉄道事業者、軌道経営者） R2. 3. 31（総合効率化事業者）	課税標準 (固定資産の価格)	95, 893, 456	92, 715, 418	90, 705, 996
附 15 条	⑰		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14, 404, 126	14, 199, 493	14, 627, 817

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	⑮		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/5 (ロ) その他の資産 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの) 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R3.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	9,314,604	8,623,946	8,089,569
附 15 条	⑰		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の9/10	R1年度	課税標準 (固定資産の価格)	29,982,473	29,918,119	23,666,483
附 15 条	⑳		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋又は償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R2.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	815,371	805,967	797,988
附 15 条	㉑		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋・償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	R3.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	655,558	2,919,066	3,450,782
附 15 条	㉒		指定会社等が外資埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外資埠頭公社の民営化に伴い、特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外資埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2(旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	47,472,670	44,005,960	35,881,565

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	㉓		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の5/6	R1年度	課税標準 (固定資産の価格)	199,386,934	174,070,323	148,219,751
附 15 条	㉔		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋又は償却資産のうち政府の補助を受けて取得したものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1,050,680	1,546,388	2,007,246
附 15 条	㉕		バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に従って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1,001,253	2,070,992	1,267,217
附 15 条	㉖		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R2年度	課税標準 (固定資産の価格)	989,082	856,117	877,159
附 15 条	㉗		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	6,495,776	9,477,898	10,301,745
附 15 条	㉘		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	② ・ ③		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	<p>平成33年3月31日までに市町村と締結した管理協定の対象となった協定避難施設に係る協定避難用部分若しくは市町村長により指定された指定避難施設に係る指定避難施設避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>① 指定避難施設 指定避難施設として指定された日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>② 協定避難施設 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	③		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	<p>鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3</p>	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4, 216, 469	8, 485, 593	8, 291, 148

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	③②		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。)を電気に変換する一定の設備を取得する場合における当該設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>①太陽光(政府の補助を受けたもので再生特措法に規定する認定を受けたものを除く)及び風力 最初の3年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 出力が1,000kW以上の太陽光発電設備及び出力が20kW未満の風力発電設備 3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分又は知事配分資産 3/4) (ロ) (イ)以外のその他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分又は知事配分資産 2/3)</p> <p>②水力、地熱及びバイオマス 最初の3年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 出力が5,000kW以上の水力発電設備、出力が1,000kW未満の地熱発電設備及び出力が10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分又は知事配分資産 2/3) (ロ) (イ)以外のその他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分又は知事配分資産 1/2)</p>	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1,413,261,551	1,310,925,062	817,865,024
附 15 条	③③		コージェネレーション設備に係る課税標準の特例措置	<p>一定の熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の3年度分 5/6 【令和元年度改正】 特例率を11/12に縮減する(現行5/6)。</p>	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1,638,703	1,594,443	3,019,978
附 15 条	③④		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置	<p>鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 2/3</p>	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	10,361,293	14,139,306	18,258,853
附 15 条	③⑤		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	<p>港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の10年度分 価格の2/3</p>	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	⑳		放送ネットワーク災害対策用設備に係る課税標準の特例措置	放送法に規定する基幹放送事業者等が取得した基幹放送設備等のうち、ラジオ放送による災害の場合の放送の確実な実施に著しく資する一定のものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	180,483	244,715	258,038
附 15 条	㉑		浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	水防法に規定する洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が同法に規定する浸水防止計画に基づき取得した当該地下街等における洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るための一定の設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	80,287	21,418	15,844
附 15 条	㉒		国家戦略特区における特定研究開発事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置	国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、国家戦略特別区域の区域内において事業実施計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備(法人税の即時償却の対象となるものに限る。)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8,360	9,714	16,049
附 15 条	㉓		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 4/5 (ロ) その他の資産 4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	534	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	④⑩		港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置	南海トラフ地震防災対策推進地域等において、国の無利子貸付けを受けて改良された特別特定技術基準対象施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格のに次の割合を乗じて得た額 (イ) 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が緊急確保航路等の区域に隣接する港湾に存する特別特定技術基準対象施設 1/2 (ロ) (イ)以外の施設 5/6	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	④⑪		防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置	電気事業者等が防災上重要な道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の2/3(うち電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設した地下ケーブル等 最初の4年度分 価格の1/2) 【令和元年度改正(平成31年4月1日以後の取得分から適用)】 電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域以外の区域の地下に埋設するために新設した電線等に係る特例率を3/4に縮減する(現行2/3)。 電柱の新設が禁止された緊急輸送道路以外の道路の区域を対象に加え、当該区域の地下に埋設するために新設した電線等に係る特例率を1/2とする。	R4. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	1,702,769	5,486,224
附 15 条	④⑫		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	農地中間管理権を取得した一定の土地で、その存続期間が10年以上であるものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 (うち農地中間管理権の存続期間が15年以上 最初の5年度分 価格の1/2)	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	5,377,719	11,733,197

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	④③		中小企業者等が新規取得した経営力向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき新たに取得した経営力向上設備である一定の機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 【平成30年度改正にて廃止(平成31年4月1日施行)】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	85,722,009	376,188,182
附 15 条	④④		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	13,390,931
附 15 条	④⑤		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	131,694
附 15 条	④⑥		電気通信事業者が取得した特定電気通信設備に係る課税標準の特例措置	電気通信事業者である法人が取得し首都直下地震緊急対策区域外において事業の用に供する一定の特定電気通信設備で地域特定電気通信設備供用事業に係る認定計画に記載されたものに対して課する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	④⑦		生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置	中小企業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等である一定の機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備に対して課する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に0以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	④		立地誘導促進施設協定に定められた一定の立地誘導促進施設に係る課税標準の特例措置	立地誘導促進施設協定(有効期間5年以上)に定められた立地誘導促進施設(都市再生推進法人が管理するものに限る。)の用に供する一定の土地及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上である場合には、5年度分) 価格の2/3	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	①		J R 等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる固定資産のうち、国鉄改革前において旧市町村納付金の一定の特例措置の適用があったものに対する固定資産税の課税標準について、当該特例措置(償却資産の区分に応じ、1/6~3/4)と同等の特例措置を講じる。 ①JR各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 ②(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJR各社に有償で貸し付けている鉄道の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	157, 727, 536	148, 487, 219	140, 522, 537
附 15 条の 2	②		J R 北海道又は J R 四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道又はJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、⑬から⑮まで若しくは⑳、附15条⑯若しくは㉑又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	580, 632, 024	598, 899, 151	586, 594, 073
附 15 条の 3			J R 北海道、 J R 四国又は J R 貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は②の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	134, 914, 181	96, 099, 873	96, 866, 707
附 15 条の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	新築住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の5年度分)	R2. 3. 31	税額	100, 508, 731	102, 052, 534	99, 302, 288

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	新築の長期優良住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の7年度分)	R2. 3. 31	税額	28, 597, 073	29, 965, 051	30, 105, 481
附 15 条の 8	①		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	市街地再開発事業の施行に伴い、新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4)	R3. 3. 31	税額	480, 968	490, 544	493, 494
附 15 条の 8	②		サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	一定のサービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲において市町村の条例で定める割合	R3. 3. 31	税額	3, 251, 024	3, 654, 784	3, 393, 467
附 15 条の 8	③		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	防災街区整備事業の施行に伴い、新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3	R3. 3. 31	税額	519	3, 067	4, 057
附 15 条の 9	① ~ ③		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対する固定資産税について、改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、1/2を減額する。 H18.1.1からH21.12.31に改修した場合 3年度分 H22.1.1からH24.12.31に改修した場合 2年度分 H25.1.1からR2.3.31に改修した場合 1年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は2年度分)	R2. 3. 31	税額	142, 368	138, 900	129, 853

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条の 9	④ ～ ⑧		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	新築された日から10年以上を経過した住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分においてバリアフリー改修工事が行われたもので高齢者等が居住しているものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	R2. 3. 31	税額	37,409	31,103	35,344
附 15 条の 9	⑨ ～ ⑫		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	R2. 3. 31	税額	72,555	90,242	24,543
附 15 条の 9 の 2	① ～ ③		耐震改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、長期優良住宅に該当することとなったものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 価格の2/3(一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は1年度分2/3、その後の1年度分1/2)	R2. 3. 31	税額		0	2,021
附 15 条の 9 の 2	④ ～ ⑦		省エネ改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたもので、長期優良住宅に該当することとなったものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 価格の2/3	R2. 3. 31	税額		0	1,041
附 15 条の 10	① ～ ③		耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物のうち、新たに政府の補助を受けて一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 1/2(耐震改修費用の2.5%まで)	R2. 3. 31	税額	52,849	128,808	170,562

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条の 11			主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等のうち、一定のバリアフリー改修工事が行われたもので、建築物移動等円滑化誘導基準に適合することが証明されたものに対して課される固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分価格の1/3(耐震改修費用の1/60まで)	R2. 3. 31	税額			0	

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「R2. 3. 31」となっているものは、令和2年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり「R2年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和2年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

○軽自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 30 条	① ・ ②		軽自動車税の経年車重課	初回車両番号指定から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、その翌年度の税率を概ね20%重課する。	R1. 9. 30	税額	23, 482, 530	26, 855, 261	28, 285, 078
附 30 条	③ ~ ⑨		軽自動車税のグリーン化特例（軽課）	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する三輪以上の軽自動車について、初回車両番号指定の翌年度の税率を概ね75%、50%又は25%軽減する。	R1. 9. 30	税額	5, 100, 723	4, 528, 336	3, 425, 632

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
701条の41	①	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	協同組合等が事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	4,284,204 [2,570,522千円]	4,384,852 [2,630,911千円]	4,378,139 [2,626,883千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	393,972,811	396,003,068	393,210,804
701条の41	①	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	44,576 [26,746千円]	44,163 [26,498千円]	47,115 [28,269千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	277,350	283,525	276,600
701条の41	①	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	474,609 [284,765千円]	473,634 [284,180千円]	480,962 [288,577千円]
701条の41	①	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	産業廃棄物の収集、運搬又は処分その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	1,501,612 [900,967千円]	1,524,861 [914,917千円]	1,693,451 [1,016,071千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	8,324,626	8,912,628	9,052,544
701条の41	①	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	家畜市場について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	5,700 [3,420千円]	5,699 [3,419千円]	5,699 [3,419千円]
701条の41	①	六	生鮮食品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	生鮮食品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	8,028 [4,817千円]	8,165 [4,899千円]	9,802 [5,881千円]
701条の41	①	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	785,510 [471,306千円]	778,022 [466,813千円]	782,451 [469,471千円]
701条の41	①	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	541,692 [325,015千円]	513,557 [308,134千円]	538,701 [323,221千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
701 条の 41	①	九	ホテル、旅館の営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,751,946 [4,651,168千円]	7,845,247 [4,707,148千円]	8,134,512 [4,880,707千円]
701 条の 41	①	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	48,011 [28,807千円]	42,624 [25,574千円]	57,935 [34,761千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	783,803	191,795	189,696
701 条の 41	①	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,186,152 [4,311,691千円]	6,844,528 [4,106,717千円]	6,881,096 [4,128,658千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	9,822,974	9,375,840	9,647,526
701 条の 41	①	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナー貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	8,415 [5,049千円]	19,361 [11,617千円]	8,274 [4,694千円]
701 条の 41	①	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	280,909 [168,545千円]	279,444 [167,666千円]	293,910 [176,346千円]
701 条の 41	①	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	19,141,813 [11,485,088千円]	19,276,807 [11,566,084千円]	20,185,954 [12,111,572千円]
701 条の 41	①	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	タクシー事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	489,367 [293,620千円]	450,702 [270,421千円]	444,572 [266,743千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	129,447,611	120,402,673	117,604,280

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
701 条の 41	①	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	公共飛行場設置施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	381, 497 [228, 898千円]	378, 937 [227, 362千円]	398, 738 [239, 243千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	64, 667, 374	66, 208, 483	72, 519, 816
701 条の 41	①	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業の用に供する店舗等について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	914, 832 [548, 899千円]	908, 723 [545, 234千円]	935, 647 [561, 388千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	8, 104, 900	7, 263, 869	8, 039, 195
701 条の 41	①	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業の用に供する倉庫に係る事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	854, 792 [512, 875千円]	930, 375 [558, 225千円]	918, 443 [551, 066千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	2, 288, 839	1, 689, 992	1, 571, 728
701 条の 41	①	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	特定信書便事業者の事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	418 [251千円]	439 [263千円]	21 [13千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	0	0	0
701 条の 41	②		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給に係る施設又は設備に係る事業所等で、雇用する障害者の数が10人以上であり、かつ、障害者の割合が1/2以上である事業所等について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	37, 143 [22, 286千円]	37, 472 [22, 483千円]	35, 624 [21, 374千円]
附 33 条	①		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。 【令和元年度改正】 適用期限を令和3年3月31日まで延長する。	R3. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	②		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。 【令和元年度改正】 適用期限を令和3年3月31日まで延長する。	R3. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	8, 144 [4, 886千円]	8, 115 [4, 869千円]	7, 561 [4, 537千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 33 条	③		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。 【令和元年度改正】 適用期限を令和3年3月31日まで延長する。	R3. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,486 [892千円]	0	0
附 33 条	④		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。 【令和元年度改正】 適用期限を令和3年3月31日まで延長する。	R3. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	466 [280千円]	606 [364千円]	606 [364千円]
附 33 条	⑤		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設について、法人にあっては平成31年6月30日までに終了する事業年度分、個人にあっては平成30年分までに限り、事業所税の資産割の課税標準を1/4控除する。 【令和元年度改正】 法人について、適用期限を令和3年3月31日まで延長する。個人について、適用期限を令和2年分まで延長する。適用業種に菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を追加する。	R3. 3. 31 (法人) R2年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	124,362 [74,617千円]	117,264 [70,358千円]	114,630 [68,778千円]
附 33 条	⑥		企業主導型保育事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育事業の用に供する施設について、その事業主等が補助開始日から引き続き当該補助を受けている場合に限る、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を3/4控除する。 【令和元年度改正】 適用期限を令和3年3月31日まで延長する。	R3. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	/	2,515 [1,509千円]	13,872 [8,323千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	/	55,177	316,888

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[]内の数値は、課税標準（事業所床面積（㎡））に600円/㎡の税率を乗じたものである。

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
702条	②		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	79,333,058	79,867,230	82,359,239
702条	②		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,933,756	2,927,576	2,565,308
702条	②		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,934,534	6,034,550	5,913,147
702条	②		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,691,099	4,855,855	4,846,256
702条	②		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	34,510,734	34,591,574	34,123,816
702条	②		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	182,786,249	186,148,753	188,193,380
702条	②		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,320,153	2,320,152	2,317,070
702条	②		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	227,056	256,454	346,911
702条	②		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
702 条	②		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業（利用定員5人以下であるものに限り、当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の用に供する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	12,145	12,119	55,842
702 条	②		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	31,116	31,116	37,068
702 条	②		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)量子科学技術研究開発機構が設置する量子科学に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
702 条	②		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	153,008	206,959	251,759
附 15 条	①		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき新増設した一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 倉庫事業者が取得した特定倉庫 最初の5年度分 価格の1/2	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	20,217,824	25,183,432	27,364,932
附 15 条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,933,233	5,618,378	5,663,423
附 15 条	⑰		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,204,939	3,207,675	3,560,322

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31. 3. 31現在)	適用期限 (H31. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	⑮		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格に1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額)	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4, 415, 993	3, 422, 172	3, 354, 945
附 15 条	⑳		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	616, 667	616, 667	616, 667
附 15 条	㉑		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	R3. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	198, 368	203, 958	40, 761
附 15 条	㉒		指定会社等が外貿埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社の民営化に伴い、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貿埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	25, 666, 261	24, 630, 428	19, 516, 640
附 15 条	㉓		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の5/6	R1年度	課税標準 (固定資産の価格)	137, 651, 317	138, 327, 022	119, 420, 647
附 15 条	㉔		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋のうち政府の補助を受けて取得したものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	R2. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	294, 633	10, 602	10, 404
附 15 条	㉕		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であつて、重要無形文化財に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	R2年度	課税標準 (固定資産の価格)	989, 082	856, 117	877, 159

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	②⑦		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3	R3.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	277,536	277,536	273,596
附 15 条	③①		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した家屋に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	R2.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	323,743	555,528	596,114
附 15 条	③⑤		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の2/3	R3.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	③⑨		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R2.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	④②		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	農地中間管理権を取得した一定の土地で、その存続期間が10年以上であるものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 (うち農地中間管理権の存続期間が15年以上 最初の5年度分 価格の1/2)	R2.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	16,052	25,560
附 15 条	④④		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R3.3.31	課税標準 (固定資産の価格)		0	2,282,297
附 15 条	④⑤		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	R3.3.31	課税標準 (固定資産の価格)		0	72,968

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H31.3.31現在)	適用期限 (H31.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					28年度	29年度	30年度
附 15 条	④		立地誘導促進施設協定に定められた一定の立地誘導促進施設に係る課税標準の特例措置	立地誘導促進施設協定(有効期間5年以上)に定められた立地誘導促進施設(都市再生推進法人が管理するものに限る。)の用に供する一定の土地に対して課する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上である場合には、5年度分) 価格の2/3	R2.3.31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	②		JR北海道又はJR四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道又はJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、③から⑤まで若しくは⑥、附15条⑥若しくは④又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	80,829,619	74,045,113	77,468,647
附 15 条の 3			JR北海道、JR四国又はJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は②の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	R3年度	課税標準 (固定資産の価格)	85,746,463	67,475,896	67,417,196
附 15 条の 11			主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等のうち、一定のバリアフリー改修工事が行われたもので、建築物移動等円滑化誘導基準に適合することが証明されたものに対して課される都市計画税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分価格の1/3(耐震改修費用の1/60まで)		R2.3.31	税額			0

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「R2.3.31」となっているものは、令和2年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり「R2年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和2年度分までの各年度分の都市計画税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等の法人税率の特例	17,539,364	18,648,953	19,416,531	4,816,504	-	14,600,027	19,416,531	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	3,333,261	3,647,777	4,444,554	1,102,525	-	3,342,029	4,444,554	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	3,266,930	3,597,406	4,397,986	1,090,973	-	3,307,013	4,397,986	-	
(3) 特別試験研究費に係る税額控除	20,576	23,238	43,585	10,812	-	32,773	43,585	-	(イ)
(4) 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	5,514	4,930	2,983	740	-	2,243	2,983	-	(イ)
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	8,477,025	1,361,211	143,074	9,070	73,973	27,496	110,539	32,535	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	228,115	123,556	12,170	3,019	-	9,151	12,170	-	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却			136,081	12,728	39,054	38,580	90,362	45,719	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			3,094	767	-	2,327	3,094	-	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	69,890,819	49,475,430	28,116,675	1,766,024	14,662,983	5,353,259	21,782,266	6,334,409	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	3,499,134	2,938,842	2,378,329	589,973	-	1,788,356	2,378,329	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	286	1,878	466	-	1,412	1,878	-	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	73,111	62,206	36,143	8,965	-	27,178	36,143	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	2,163	22,489	2,206	139	1,150	420	1,709	497	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	37,939	56,712	37,450	9,290	-	28,160	37,450	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	1,630	20,556	48,557	4,632	13,244	14,041	31,917	16,640	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	8,207	12,953	15,550	3,858	-	11,692	15,550	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	1,254	69	29,309	1,841	15,285	5,580	22,706	6,603	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	8,749	4,414	8,127	2,016	-	6,111	8,127	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	12,708	20,059	11,899	2,952	-	8,947	11,899	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	1,597	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	11,443	220,651	30,732	1,930	16,027	5,851	23,808	6,924	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却		4,150	888,060	58,456	442,696	177,194	678,346	209,714	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除		2,403	46,842	11,620	-	35,222	46,842	-	(イ)
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	16,351	29,899	23,391	1,469	12,198	4,454	18,121	5,270	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,379	4,599	2,209	548	-	1,661	2,209	-	(イ)
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)	463,345	45,595	27,590	6,844	-	20,746	27,590	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	493,485	900,886	871,687	54,791	454,284	166,085	675,160	196,527	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	178,083	239,690	239,570	59,428	-	180,142	239,570	-	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却		38,994,988	71,381,314	4,483,829	37,223,184	13,591,608	55,298,621	16,082,693	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除		874,751	1,794,468	445,139	-	1,349,329	1,794,468	-	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)	16,335,144	22,849,811	24,855,559	6,165,720	-	18,689,839	24,855,559	-	(イ)
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却			2,708	170	1,412	516	2,098	610	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除			32,657	8,101	-	24,556	32,657	-	(イ)

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
公害防止用設備の特別償却	1,605	250	2,034	128	1,061	387	1,576	458	
船舶の特別償却	4,834,554	5,216,305	5,078,854	327,888	2,580,829	993,911	3,902,628	1,176,226	
自動車教習用貨物自動車の特別償却		3,329	973	61	508	185	754	219	
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却			174,907	10,986	91,215	33,301	135,502	39,405	
耐震基準適合建物等の特別償却	74,320	36,956	23,513	1,477	12,262	4,477	18,216	5,297	
被災代替資産等の特別償却		13,800	17,042	1,355	6,710	4,110	12,175	4,867	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	483	33	273	27	64	83	174	99	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
特定地域における電気通信設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報流通円滑化設備の特別償却			0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	145,689	168,680	164,057	12,073	72,055	36,598	120,726	43,331	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	110,851	132,893	94,983	6,834	42,911	20,716	70,461	24,522	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	33,410	34,435	62,313	4,799	25,734	14,548	45,081	17,232	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	829	1,152	5,357	336	2,794	1,020	4,150	1,207	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	599	200	1,404	104	616	314	1,034	370	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	9,528	8,602	519	33	270	99	402	117	
医療用機器の特別償却	251,203	234,705	283,452	18,782	140,352	56,933	216,067	67,385	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	8,066	4,801	3,357	211	1,751	639	2,601	756	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却		5	58	4	30	11	45	13	
企業主導型保育施設用資産の割増償却			3,703	250	1,800	756	2,806	897	
特定都市再生建築物等の割増償却	373,844	225,237	199,105	19,624	49,488	59,485	128,597	70,508	
倉庫用建物等の割増償却	16,019	13,669	12,194	1,132	3,564	3,431	8,127	4,067	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	7,922,244	6,772,224	5,344,787	337,361	2,774,721	1,022,626	4,134,708	1,210,079	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	2,543,332	2,118,741	750,012	47,145	390,856	142,909	580,910	169,102	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
海外投資等損失準備金	155,352	62,033	543,835	134,905	-	408,930	543,835	-	(才)
新事業開拓事業者投資損失準備金	23,615	33,465	107,502	9,731	33,319	29,498	72,548	34,954	
金属鉱業等鉱害防止準備金	287	91	55	5	13	16	34	21	
特定災害防止準備金	245,753	302,066	331,935	21,666	166,865	65,676	254,207	77,728	
原子力発電施設解体準備金	1,856,844	675,434	1,269,401	127,210	299,520	385,605	812,335	457,066	
特定原子力施設炉心等除去準備金		0	0	0	0	0	0	0	
保険会社等の異常危険準備金	18,430,644	12,596,406	12,866,941	1,288,139	3,045,838	3,904,673	8,238,650	4,628,291	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	912,882	3,048,713	3,955,496	396,390	933,313	1,201,558	2,531,261	1,424,235	
関西国際空港用地整備準備金	383,063	618,298	867,157	86,900	204,609	263,416	554,925	312,232	
中部国際空港整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	793,736	680,815	632,872	44,696	292,293	135,484	472,473	160,399	
中小企業等の貸倒引当金の特例	5,885,163	5,457,444	5,522,846	346,893	2,880,191	1,051,519	4,278,603	1,244,243	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	8,006,694	6,120,179	3,434,277	343,651	814,195	1,041,692	2,199,538	1,234,739	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	2,716,027	743,011	1,217,044	121,847	288,049	369,350	779,246	437,798	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	3,510,989	2,083,687	2,114,620	249,021	216,016	754,845	1,219,882	894,738	(工)
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	0	110	1,101	69	574	210	853	248	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	11,675	25,615	7,812	491	4,074	1,487	6,052	1,760	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	1,927	2,420	5,206	327	2,715	991	4,033	1,173	
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	0	0	127	8	66	24	98	29	
農業経営基盤強化準備金	2,648,950	2,832,048	2,217,312	139,271	1,156,339	422,164	1,717,774	499,538	
農用地等を取得した場合の課税の特例	1,250,616	1,697,855	1,996,843	125,423	1,041,363	380,188	1,546,974	449,869	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	11,967,560	12,465,067	12,760,313	1,069,421	4,608,944	3,241,681	8,920,046	3,840,267	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	20,340,188	32,158,144	14,393,711	1,170,210	5,474,550	3,547,199	10,191,959	4,201,752	
収用換地等の場合の所得の特別控除	4,427,377	4,028,904	3,978,052	258,672	2,007,326	784,100	3,050,098	927,954	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	54,805	44,073	37,432	2,421	18,985	7,341	28,747	8,685	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	70,292	58,189	53,577	3,633	25,898	11,012	40,543	13,034	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	2,856	3,094	4,071	256	2,123	775	3,154	917	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	107,238	107,435	100,570	6,345	52,235	19,232	77,812	22,758	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	47,783,176	42,121,535	47,412,940	3,665,133	19,480,280	11,109,941	34,255,354	13,157,586	
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	2,046,445	589,389	1,037,342	75,017	465,688	227,399	768,104	269,238	
(2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	116,328	44,209	1,255	79	654	239	972	283	
(3) 過疎地域の外から内への買換え	157,186	92,338	44,317	2,783	23,112	8,438	34,333	9,984	
(4) 都市機能誘導区域の外から内への買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	65,234	1,211,767	1,601,052	154,545	422,819	468,465	1,045,829	555,223	
(6) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	833,866	361,021	218,074	14,747	105,717	44,700	165,164	52,910	
(7) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え	42,260,803	35,806,835	40,542,761	3,100,462	16,914,023	9,398,278	29,412,763	11,129,998	
(8) 日本船舶から日本船舶への買換え	1,110,000	780,092	640,471	45,685	292,351	138,482	476,518	163,953	
(9) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	1,019,131	2,768,202	3,327,668	271,815	1,255,916	823,940	2,351,671	975,997	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	2,338,181	830,100	1,334,183	105,791	527,889	320,681	954,361	379,822	
技術研究組合の所得の計算の特例	70,890	188,320	293,463	18,433	153,042	55,874	227,349	66,114	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	23,675,612	25,001,895	26,844,341	1,743,335	13,562,543	5,284,484	20,590,362	6,253,979	
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	32,349	48,068	72,956	4,582	38,047	13,891	56,520	16,436	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	1,201,301	1,029,193	600,074	45,414	253,979	137,660	437,053	163,021	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	13,078	10,747	8,647	2,145	-	6,502	8,647	-	(才)
特定の医療法人の法人税率の特例	237,396	226,832	235,123	58,325	-	176,798	235,123	-	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	4,240,819	4,042,853	4,014,147	252,474	2,090,782	765,310	3,108,566	905,581	
転廃業助成金等に係る課税の特例	11,533	26,316	18,715	1,176	9,760	3,563	14,499	4,216	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	21,928,818	22,901,029	23,874,001	1,499,539	12,450,408	4,545,478	18,495,425	5,378,576	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	5,021,124	7,330,610	11,276,373	736,593	5,664,489	2,232,796	8,633,878	2,642,495	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	15,331	17,158	17,186	4,263	-	12,923	17,186	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	101,272	235,232	212,010	52,592	-	159,418	212,010	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	88,338	234,918	212,010	52,592	-	159,418	212,010	-	
(3) 特別試験研究費に係る税額控除	39	314	0	0	-	0	0	-	(イ)
(4) 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	61	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	456,256	317,562	0	0	0	0	0	0	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,121	3	0	0	-	0	0	-	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	1,227,319	295,305	473,517	29,742	246,941	90,155	366,838	106,679	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	48,771	27,682	20,448	5,072	-	15,376	20,448	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	18,359	7,144	33,983	8,430	-	25,553	33,983	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工 業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	4,856	487	1,146	1,475	3,108	1,748	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工 業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	625	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した 場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合 の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した 場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した 場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業 用機械等を取得した場合の特別償却		0	3,173	199	1,655	604	2,458	715	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除		0	1,326	329	-	997	1,326	-	(イ)
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)	4,419	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	14	46,429	5,421	341	2,827	1,032	4,200	1,221	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	0	487	1,232	306	-	926	1,232	-	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却		1,216,575	822,732	51,676	429,059	156,644	637,379	185,353	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除		17,813	19,871	4,929	-	14,942	19,871	-	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)	485,964	562,280	660,601	163,870	-	496,731	660,601	-	(イ)
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-	(イ)

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
公害防止用設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
船舶の特別償却	254,705	0	0	0	0	0	0	0	
自動車教習用貨物自動車の特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却			0	0	0	0	0	0	
耐震基準適合建物等の特別償却	1,558	0	0	0	0	0	0	0	
被災代替資産等の特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	844	960	2,677	268	631	813	1,712	965	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
特定地域における電気通信設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報流通円滑化設備の特別償却			0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	55,364	15,566	115,956	11,621	27,360	35,224	74,205	41,751	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	22,813	15,566	109,882	11,012	25,927	33,379	70,318	39,564	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	32,551	0	6,074	609	1,433	1,845	3,887	2,187	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	8,417	0	0	0	0	0	0	
医療用機器の特別償却	11,971	6,885	3,716	372	877	1,129	2,378	1,338	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	16,389	83	186	19	44	57	120	66	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却		0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設用資産の割増償却			9	1	2	2	5	4	
特定都市再生建築物等の割増償却	20,472	38,181	12,921	1,295	3,049	3,926	8,270	4,651	
倉庫用建物等の割増償却	209	115	60	6	14	19	39	21	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	121,435	193,712	6,867	688	1,620	2,086	4,394	2,473	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	8,883,488	3,608,297	40,781	4,087	9,623	12,388	26,098	14,683	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
海外投資等損失準備金	14,307	15,653	0	0	-	0	0	-	(才)
新事業開拓事業者投資損失準備金	1,364	1,453	6,140	466	2,582	1,415	4,463	1,677	
金属鉱業等鉱害防止準備金	234	124	128	13	30	39	82	46	
特定災害防止準備金	24,066	31,892	59,433	4,181	27,578	12,672	44,431	15,002	
原子力発電施設解体準備金	3,860,937	2,624,536	4,972,905	498,347	1,173,374	1,510,614	3,182,335	1,790,570	
特定原子力施設炉心等除去準備金		0	143,553	14,386	33,872	43,607	91,865	51,688	
保険会社等の異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
関西国際空港用地整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部国際空港整備準備金	432,231	386,491	441,277	44,222	104,121	134,047	282,390	158,887	
特定船舶に係る特別修繕準備金	47,397	21,951	30,769	2,665	10,458	8,077	21,200	9,569	
中小連結法人等の貸倒引当金の特例	40,996	32,718	23,588	1,482	12,301	4,491	18,274	5,314	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27,615	17,264	12,978	857	6,452	2,596	9,905	3,073	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	5,624	1,077	1,301	130	307	396	833	468	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	0	172,862	354,142	41,704	36,177	126,416	204,297	149,845	(工)
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	5,817	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
農用地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	2,978,413	1,137,705	1,364,212	136,711	321,891	414,406	873,008	491,204	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	1,395,935	5,402,841	4,504,961	448,630	1,084,515	1,359,909	2,893,054	1,611,907	
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	126,581	86,215	74,677	7,027	21,108	21,300	49,435	25,242	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	4,726	0	0	0	0	0	0	0	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	5,273	2,019	5,200	521	1,227	1,580	3,328	1,872	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	294	0	0	0	0	0	0	0	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	9,577,859	4,377,413	7,355,948	719,048	1,873,922	2,179,617	4,772,587	2,583,361	
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	12,679	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 過疎地域の外から内への買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 都市機能誘導区域の外から内への買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	0	0	1,625	163	384	494	1,041	584	
(6) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	9,658	0	0	0	0	0	0	0	
(7) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え	8,737,253	4,046,529	6,204,103	603,619	1,602,139	1,829,722	4,035,480	2,168,623	
(8) 日本船舶から日本船舶への買換え	36,796	0	0	0	0	0	0	0	
(9) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	781,473	330,884	1,150,220	115,266	271,399	349,401	736,066	414,154	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成28年度	平成29年度	平成30年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	50,220	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	150,377	239,857	86,632	8,682	20,441	26,316	55,439	31,193	
技術研究組合の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	481,086	743,175	667,752	54,253	254,247	164,453	472,953	194,799	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	0	61,216	78,405	7,774	19,134	23,565	50,473	27,932	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	(才)
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	38,723	43,411	42,997	2,701	22,423	8,186	33,310	9,687	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	240,186	184,675	236,418	23,691	55,796	71,811	151,298	85,120	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	582,769	322,999	258,988	25,938	61,230	78,624	165,792	93,196	

備考欄の記号は、次のとおり。

- (ア) 地方税の計算において適用対象外
- (イ) 中小企業者等にのみ適用
- (ウ) 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形標準課税対象法人として計算
- (エ) 単年度損益の計算において適用対象外
- (オ) 事業税の所得計算において適用対象外

※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)

※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)

※3 地方法人特別税への影響額は次のとおりに算出した。：事業税×地方法人特別税率

※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。

※5 税率については、以下のとおり。

- ・住民税率：道府県民税(3.2%) 市町村民税(9.7%)
- ・法人税率：23.4%(平成30年4月1日以降に開始する事業年度については23.2%)
- ・事業税率：非外形(6.7%)
外形(1.9%【うち1.2%は単年度損益分】)
- ・地方法人特別税率：非外形(43.2%)
外形(414.2%)

※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、平成30年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。

※7 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。

※8 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であるものを表している。

※9 「平成28年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第196回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。

※10 「平成29年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第198回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。

